

# 四半期報告書

(第150期第1四半期)

**明治製菓株式会社**



---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	3
3 【関係会社の状況】 .....	3
4 【従業員の状況】 .....	4
第2 【事業の状況】 .....	5
1 【生産、受注及び販売の状況】 .....	5
2 【経営上の重要な契約等】 .....	5
3 【財政状態及び経営成績の分析】 .....	6
第3 【設備の状況】 .....	20
第4 【提出会社の状況】 .....	21
1 【株式等の状況】 .....	21
2 【株価の推移】 .....	23
3 【役員の状況】 .....	23
第5 【経理の状況】 .....	24
1 【四半期連結財務諸表】 .....	25
2 【その他】 .....	38
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	39

四半期レビュー報告書

確認書

## 【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成20年8月12日

【四半期会計期間】 第150期第1四半期(自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)

【会社名】 明治製菓株式会社

【英訳名】 Meiji Seika Kaisha, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤尚忠

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋二丁目4番16号

【電話番号】 (03)3272—6511(大代表)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務法務室長 重信通泰

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区京橋二丁目4番16号

【電話番号】 (03)3273—3353(ダイヤルイン)

【事務連絡者氏名】 人事総務部 総務法務室長 重信通泰

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第 1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第150期 第1四半期連結累計(会計)期間	第149期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日
売上高 (百万円)	91,067	404,711
経常利益 (百万円)	855	11,701
四半期純損失(△) 又は当期純利益 (百万円)	△372	6,240
純資産額 (百万円)	155,224	155,111
総資産額 (百万円)	335,973	348,609
1株当たり純資産額 (円)	396.46	399.01
1株当たり 四半期純損失(△) 又は当期純利益 (円)	△0.98	16.46
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	44.7	43.4
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,498	13,525
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△4,228	△28,939
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	314	12,105
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	10,020	11,792
従業員数 (名)	6,859	6,481

(注) 1 「売上高」には消費税等は含まれておりません。

2 「潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益」については、潜在株式がないため、また、第150期第1四半期連結累計(会計)期間においては、1株当たり四半期純損失であるため表示しておりません。

3 「従業員数」は就業人員数を表示しております。

## 2 【事業の内容】

当社グループは明治製菓株式会社（当社）及び子会社31社、関連会社12社により構成されており、事業は、菓子・食品、薬品等の製造、販売を中心として、ビル賃貸事業ほか各種サービス事業を営んでおります。

当第1四半期連結会計期間において主な事業内容の変更はありません。

なお、当第1四半期連結会計期間における各セグメントに係る主要な関係会社の異動は、次のとおりであります。

### 〔フード&ヘルスケア事業〕

当第1四半期連結会計期間において、持分法適用関連会社である株式会社ポッカコーポレーションの発行する新株予約権の一部が、平成20年4月17日に行使されたことに伴い、同社の「資本金」が2,350百万円に、また、「子会社等の議決権に対する所有割合」の「直接所有」が21.65%になっております。

### 〔薬品事業〕

当第1四半期連結会計期間において、非連結子会社であった明治魯抗医薬有限公司は、その重要性が高まったことから、新たに連結子会社となりました。

また、当第1四半期連結会計期間より、事業内容の実態をより明確に反映させるために、連結子会社のMeiji Seika Europe B.V. のセグメントを「ビル賃貸事業他」から「薬品事業」に変更しております。

### 〔ビル賃貸事業他〕

当第1四半期連結会計期間において、非連結子会社であった明治ビジネスサポート株式会社は、その重要性が高まったことから、新たに連結子会社となりました。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、次の非連結子会社が新たに連結子会社となりました。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	子会社の議決 権に対する 所有割合		関係内容				
				直接 所有 (%)	間接 所有 (%)	役員の 兼任等 (名)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	その他
明治魯抗医薬有限公司	中国 済寧市	千米ドル 24,000	医薬品の製 造・販売	52.08	—	兼任5	なし	当社の医 薬品等を 製造委託	なし	なし
明治ビジネスサ ポート(株)	東京都中央区	20	事務処理・研 修業務の受 託、保険代理 業	100	—	兼任1 出向3	なし	当社の事 務処理業 務等を一 部委託	建物の一 部を賃貸	なし

#### 4 【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	6,859 (4,312)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 ( )内は期間平均臨時従業員数であります。

##### (2) 提出会社の状況

平成20年6月30日現在

従業員数(名)	3,690 (1,601)
---------	---------------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。  
2 ( )内は期間平均臨時従業員数であります。



## 第2 【事業の状況】

### 1 【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	生産高(百万円)
フード&ヘルスケア事業	52,241
薬品事業	18,179
ビル賃貸事業他	—
合計	70,421

(注) 1 金額は売価換算額で表示しております。  
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

#### (2) 受注実績

当社グループは、主に販売計画に基づいて生産計画を立てて生産しております。  
一部受注生産を行っておりますが、受注高及び受注残高の金額に重要性はありません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	販売高(百万円)
フード&ヘルスケア事業	64,913
薬品事業	25,287
ビル賃貸事業他	866
合計	91,067

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。  
2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

### 3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間の売上高は910億67百万円となりました。利益につきましては、原材料高騰、薬価改定等の厳しい影響を受け、営業利益は4億51百万円、経常利益は8億55百万円となり、四半期純利益は3億72百万円の損失となりました。

当社グループの事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

#### 〔フード&ヘルスケア事業〕

フード&ヘルスケア事業の連結売上高は649億13百万円、営業利益は16億77百万円の損失となりました。

菓子事業につきましては、主力カテゴリーでは、一部商品で価格改定・内容量変更を行いました。販促活動を強化し、全体として堅調に推移しました。

チョコレートは、「ミルクチョコレート」や「きのこの山」「たけのこの里」などの主力商品が店頭販促活動・CM投入効果もあり好調に推移しました。また、「ガルボ」は“ポケットパック”が好調に推移し、全体でも増売となりました。ガムは、「キシリッシュ」群の新商品が寄与し堅調に推移しました。キャンデーは順調に推移し、中でも「果汁グミ」が引き続き大幅な増売となりました。

健康事業につきましては、宣伝普及活動の推進と店頭露出の強化により、全体として順調に推移しました。健康・美容分野では、「アミノコラーゲン」はCM等の販促活動効果と、本年6月に発売した限定商品の好調な滑出しにより、堅調に推移しました。「パーフェクトプラス」群は、特に“おなか満足シリーズ”が好調であり、大幅な増売となりましたが、「ザバス」群は減売となりました。食品分野では、「ミルクココア」「銀座カリー」とともに大きく伸長しました。

OTC（一般用医薬品）では、主力の「イソジンうがい薬」が減売となりました。

海外事業につきましては、輸出は、台湾・シンガポールをはじめ各国での販促活動を積極的に展開し、大きく伸長しました。輸入は、主力商品「スナイダーズ」の採用店拡大により、全体として伸長しました。米国のスタウファー・ビスケット社は、主力取引先であるウォルマート向けの売上が新商品投入により順調に推移し、伸長しました。明治製菓（上海）有限公司は、競争激化により既存品が苦戦しましたが、メイジセイカ・シンガポール社は、主力商品が現地及び近隣諸国で好調に推移し、大幅な増売となりました。

業務用食材事業につきましては、製菓材（チョコレート・ココア関連商品）は、外食チェーン・製菓メーカーへの積極的な商品提案が奏効し、伸長しました。食材は、農産品や缶詰、カレーが順調で堅調に推移しました。

国内連結子会社の株式会社明治フードマテリアは、主力の砂糖事業、糖化穀粉事業が伸長し増売となりました。

#### 〔薬品事業〕

薬品事業の連結売上高は252億87百万円、営業利益は19億34百万円となりました。

医療用医薬品は、本年4月に実施された薬価改定の影響が大きく、減売となりました。主力の抗菌薬「メイアクト」は、通常の薬価改定に加え特例引下げの対象となったこともあり減売を余儀なくされま

した。一方、本年6月に、200mg製剤を新発売した「ハベカシン」及び75mg製剤を新発売した抗うつ薬「デプロメール」は、薬価改定の影響を吸収し売上を伸ばしました。また、ジェネリック医薬品は、本年4月からの政府における使用促進策の実施もあり、既存品の伸長に加え、昨年度発売した新製品が順調に推移し、大幅な増売となりました。なお、本年7月には、大型ジェネリック医薬品として注目を集める「アムロジピン錠 明治」を発売し、ラインアップの充実を図っております。

国内連結子会社の北里薬品産業株式会社は、好調に売上を伸ばしました。

農薬は、いもち病の発生低下、いもち病耐性稲の普及などにより、主力のいもち病防除剤「オリゼメート」が減売となり、全体としても減売となりました。動物薬は、家畜用動物薬、コンパニオンアニマル用薬及び水産用薬が順調に推移し、総じて好調に売上を伸ばしました。

海外事業につきましては、主力の「メリアクト」が、欧州を中心に大幅に売上を伸ばし、全体として好調に推移しました。また、当第1四半期連結会計期間より連結子会社となった明治魯抗医薬有限公司、及び東南アジアのメイジ・インドネシア・ファーマシューティカル社は、現地向け販売が好調に推移し売上を伸ばしました。タイ・メイジ・ファーマシューティカル社は堅調に推移しましたが、スペインのテデック・メイジ・ファルマ社は減売となりました。なお、連結子会社全体としては堅調に推移しました。

#### 〔ビル賃貸事業他〕

ビル賃貸事業他の連結売上高は8億66百万円、営業利益は2億63百万円となりました。主力のオフィスビル「ソリッドスクエア」は高入居率を維持し、順調に推移しました。

なお、所在地別セグメントの業績は次のとおりであります。

##### ① 日本

国内における連結売上高は833億73百万円、営業利益は7億76百万円となりました。

##### ② アジア

東アジア及び東南アジア諸国における連結売上高は26億72百万円、営業利益は94百万円となりました。

##### ③ 北米・欧州

米国及びヨーロッパ諸国における連結売上高は50億21百万円、営業利益は3億28百万円の損失となりました。

## (2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間においては、総資産が3,359億73百万円となり、前連結会計年度末に比べ126億36百万円減少いたしました。これは、「受取手形及び売掛金」が、季節的要因により前連結会計年度末に比べ128億37百万円減少したことによりです。

負債は、「支払手形及び買掛金」が39億65百万円、「未払法人税等」が23億47百万円、それぞれ減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ127億49百万円減少いたしました。

純資産は、剰余金の配当などにより「利益剰余金」は減少したものの、「その他有価証券評価差額金」の増加などによりほぼ前連結会計年度並みの金額となっております。

## (3) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前四半期純利益3億72百万円、非資金項目である減価償却費39億57百万円に加え、売上債権の減少による124億1百万円等の資金収入がありました。一方、仕入債務の減少61億88百万円や法人税等の支払額27億94百万円等の資金支出により、14億98百万円の資金収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有形固定資産取得による支出が51億87百万円あるものの、投資有価証券償還による収入10億円があり、42億28百万円の資金支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や借入金の返済による資金支出はあるものの、コマーシャル・ペーパーの増加35億円により、3億14百万円の資金収入となりました。

以上の結果、当第1四半期連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は、100億20百万円となりました。

## (4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、平成19年6月27日に開催の第148回定時株主総会の決議により、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます）を導入しております。

### ① 基本方針の内容

当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んでおりますが、大規模買付行為（後記③、(ii)、(b)の「1 適用対象」に定義されます。以下同じとします）に際しこれに応じて当社株券等（注1）を売却するか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと考えており、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。

しかしながら、これまで当社グループは「食と健康」に関わるライフサイエンス事業領域を経営の基盤とし、幅広い事業活動を通じて培われた独自の技術やマーケティングノウハウを蓄積・発展させてまいりました。今後もこれら技術やノウハウの相乗効果を発揮させていくとともに、長年にわたって築かれてきた株主の皆様をはじめ、お客様、お取引先様、従業員等すべてのステークホルダーとの信頼関係を基にして、この事業領域において更に高い品質と安全性を確保した商品・サービス・情報を創出・提供し、広く社会に貢献していくことが当社グループの存在意義であると考えております。こうした特性を十分に理解することなく、また、中長期的な視点に立った経営を行わないのであれば当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思われま

す。当社は、このような企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えておりま

## ② 基本方針の実現に資する取組み

当社は、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を実現させ、株主、投資家の皆様に継続的・長期的に当社へ投資していただくため、次の取組みを実施しております。

### (i) 経営の基本方針

当社グループは、「食と健康」に関わるライフサイエンス事業領域を基盤とし、長年培ってきた技術やMeijiブランドを最大限に活かしながら、グローバル企業として、これからもお客様にとって価値のある商品・サービス・情報を提供してまいります。そして、常に「おいしい・楽しい、健康、安心」を追求するとともに、健全な収益体制の下で活力ある発展を目指し、社会への責務を果たしてまいります。

### (ii) 中期経営計画の推進

当社グループでは、2008年度（2009年3月期）を最終年度とする3カ年の中期経営計画「DASH!08」を推進しております。この「DASH!08」では、当社グループが2008年度に目指す姿（ビジョン）として、

- (a) Meijiブランドが、「おいしい・楽しい」「健康」「安心」というイメージで、お客様から広く認知されている。
- (b) 健康事業の育成を最優先課題とし、食薬兼業の強みを活かせるビジネスモデルを確立している。
- (c) 医薬品事業はジェネリック（後発医薬品）分野を感染症・中枢神経系領域に並ぶ柱として強化し、「スペシャリティ&ジェネリック・ファーマ」という新しいモデルを確立している。
- (d) 海外事業を大幅に強化し、国内と同等の売上を海外で稼ぎ出すための足がかりを築いている。

の4点を掲げており、特に「健康」「ジェネリック」「海外」を重点分野として注力するとともに、Meijiブランドの価値向上に努めております。

また、当社グループは、社会と共生し永続的に発展していくために、CSR（企業の社会的責任）活動にもグループ全体で積極的に取り組んでおります。特に、「品質」「コンプライアンス」「情報」「リスクマネジメント」「環境」「社会貢献」の6分野を重点分野と位置づけて取組みを進めており、これからも公正で透明性のある経営を推進し、Meijiブランドと企業価値及び株主共同の利益の向上に努めてまいります。

### (iii) コーポレートガバナンスの強化

当社は、コーポレートガバナンスの強化に努め、スピーディかつ質の高い意思決定と透明性の高い経営を推進しております。

取締役会は、客観的かつ多様な視点から意思決定と監督を行うため、取締役10名中2名を社外取締役とし、意思決定の質の向上と監督機能の強化を図っております。なお、業務執行機能は執行役員に委譲しており、取締役会は「グループを含めた経営の重要事項を決定する」「業務執行を監督する」との機能に特化しております。また、経営の透明性と客観性を高める目的で、取締役と執行役員の候補者を取締役会に推薦する「指名委員会」と、取締役と執行役員の業績評価及び報酬について検討する「報酬委員会」を、社外取締役2名を含む取締役4名の体制で設置しております。

なお、当社は監査役設置会社であり、監査役会は監査役4名中2名を社外監査役とし、監査

機能の強化を図っております。

(iv) 安定配当の維持

当社は、長期的な観点から内部留保の充実を図り、事業の拡大と財務体質の強化に努めるとともに、株主の皆様への安定的な配当を維持することを基本方針としております。なお、配当の水準につきましては連結配当性向30%程度を視野に入れ、併せて自己株式の取得による株主還元にも意を用いてまいります。

(v) 積極的なIR活動

当社は、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める適時開示規則に則り、情報開示を適時・的確に行っております。また、当社グループの経営方針・事業戦略を明確に伝える企業であるべく、会社説明会や決算説明会など、社長を始めとする経営者自身が投資家の皆様や証券アナリストなどに対して直接語りかけていく場を充実させるよう努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(i) 本プラン導入の目的

近時わが国においても、会社経営陣との十分な協議・合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して、企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

そこで、当社は、株主の皆様が大規模買付行為を評価する際、大規模買付者（大規模買付行為を行う者をいい、以下同じとします）から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見・代替案等も含めた十分な情報が適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、大規模買付行為が行われた際に株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるか否かを判断するにあたり、必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保するため、一定の合理的な仕組み（以下「大規模買付ルール」といいます）が必要不可欠であると判断いたしました。また、当社は、大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

(ii) 本プランの内容

(a) 本プランの概要

1) 大規模買付ルールの設定

本プランは、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的として、当社株券等の大規模買付行為が行われる場合に、i)大規模買付者に対して事前に当該大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、ii)当該大規模買付行為についての検討・評価等を行う時間を確保した上で、iii)大規模買付者と交渉したり、株主の皆様が当社取締役会による意見・代替案等を提示させていただくための手続を定めております。

2) 新株予約権無償割当て等の実施

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当社取締役会が下記3)の特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当該大

規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するものであると最終的に判断したときは、当社取締役会は、新株予約権無償割当て(下記「(d) 新株予約権無償割当ての概要」ご参照)等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置(以下「防衛措置」といいます)の実施を決議することができるものといたします。

3) 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置

大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあるため防衛措置を発動すべきか否かについては、当社取締役会が取締役としての忠実義務及び善管注意義務に従って最終的に判断しますが、当社取締役会による恣意的な判断を防止するため、当社取締役会から独立した組織として特別委員会を設置いたします。

特別委員会の委員は、3名以上5名以内(なお、現委員は3名)とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社業務を執行する当社経営陣から独立し、当社及び当社経営陣との間に特別な利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者(弁護士、公認会計士、税理士、学識経験者、投資・銀行業務に精通している者、又はこれらに準じる者)の中から選任されるものといたします。

(b) 大規模買付ルールの内容

1) 適用対象

大規模買付ルールは、大規模買付行為について適用されるものとします。大規模買付行為とは、次のいずれかに該当する買付け又はこれに類似する行為(市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません)をいい、当社取締役会が予め同意したものを除きます。

- i) 当社が発行者である株券等について、保有者(注2)の株券等保有割合(注3)が20%以上となる買付け
- ii) 当社が発行者である株券等(注4)について、公開買付け(注5)に係る株券等(注4)の株券等所有割合(注6)及びその特別関係者(注7)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

2) 大規模買付者に対する情報提供等の要求

大規模買付行為を行おうとする大規模買付者には、当該大規模買付行為に先立って当社取締役会に対し、次の各号に定める情報(以下「大規模買付情報」といいます)、及び大規模買付ルールに従う旨の誓約文言を記載した書面(以下、大規模買付情報と併せて「買付説明書」といいます)を当社所定の書式により提出していただきます。

- i) 大規模買付者及びそのグループ(共同保有者(注8)、特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。以下、大規模買付者と併せて「大規模買付者等」といいます)の詳細(氏名・名称、住所、資本構成、財務内容等を含みます)
- ii) 大規模買付行為の目的、方法及び内容(買付対価の種類・価額、買付時期、買付資金の裏付け、既に保有する当社株券等に関する担保設定状況、当社の資産又は今後取得する当社株券等に関する担保設定予定・時期、その他買付資金調達に関する一連の取引の条件、仕組み等を含みます)

- iii) 買付価額の算定根拠(算定方法、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為その他一連の取引による相乗効果の額及びその算定根拠等を含みます)
- iv) 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合にはその内容
- v) 大規模買付者に対する資金の提供者の概要(氏名・名称、住所、資本構成等を含みます)
- vi) 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの経営方針及び事業計画
- vii) 大規模買付行為の完了後に意図する当社及び当社グループの企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策並びに当該施策が当社及び当社グループの企業価値を向上させることの根拠
- viii) 大規模買付行為の完了後における当社及び当社グループの従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係についての方針(変更の計画の有無及び変更の計画がある場合にはその内容)
- ix) その他特別委員会が必要と判断する情報

当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に対して提出された買付説明書については、速やかに特別委員会へ提供することとします。特別委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が大規模買付情報として十分であるか否かを速やかに確認し、不十分であると判断した場合には、適宜回答期限(原則として、大規模買付者が当社取締役会の追加情報提出の求めを受けた日後30日を上限とします)を定めた上で、当社取締役会を通じて大規模買付者に対し追加情報を提出していただくよう求めることがあります。

### 3) 特別委員会による大規模買付情報の検討・評価等

#### i) 大規模買付情報の検討・評価等

特別委員会は、大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたときは、その日(大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めた旨を公表した場合には当該公表日)を開始日とし、原則として90日間(なお、買付けの目的・方法、買付対価の種類等、当該大規模買付行為の評価の難易度に応じてこれより短い期間となる場合があります)を「特別委員会検討・評価期間」として、検討・評価、意見形成を行うものとします。

特別委員会検討・評価期間の開始日の前後を問わず、特別委員会は、大規模買付情報の検討・比較のため必要と認めるときは、当社取締役会に対しても適宜回答期限(原則として30日を上限とします)を定めた上で企業価値向上のための代替案その他特別委員会が必要と認める情報・資料等を提供するよう求めることがあります。

特別委員会は、提供された大規模買付情報及び当社取締役会からの情報・資料等を十分に検討・評価し、特別委員会としての意見(防衛措置の発動の是非に関する勧告を含みます)を慎重に取りまとめることとします。なお、特別委員会が必要と認めるときは、当社の費用で独立した第三者(ファイナンシャルアドバイザー、コンサルタント、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家を含みます)に助言を求めることがあります。



当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、当該意見に基づき、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件の改善について交渉し、又は当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することがあります。

なお、特別委員会が特別委員会検討・評価期間内に当社取締役会に対して意見を提出し、又は防衛措置の発動の是非につき勧告するに至らない場合には、必要な範囲で特別委員会検討・評価期間を延長することができ、合理的な必要がある場合には更に延長することができるものとします。

#### ii) 情報開示

大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に対して提出された大規模買付情報は、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等の遵守を前提とし、かつ、特別委員会の意見も勘案し、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

なお、当該公表がなされた場合には、特別委員会は、当社取締役会を通じて次の事項を適宜適切に公表いたします。

- a) 特別委員会が大規模買付者から大規模買付情報として十分な情報を全て受領したと認めたこと
- b) 特別委員会検討・評価期間の延長が決定された場合(更に特別委員会検討・評価期間を延長することが決定された場合を含みます)には、その旨及び理由、延長期間その他特別委員会が必要と認める事項

また、当社取締役会は、特別委員会の意見を受領後、大規模買付者に対して当該意見を通知するとともに、適宜適切に公表いたします。

#### 4) 特別委員会による勧告

特別委員会は、原則として特別委員会検討・評価期間内に、当社取締役会に対して大規模買付行為に関する意見を提出するとともに、防衛措置の発動の是非について勧告するものとします。

#### 5) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、防衛措置を発動するか否かについて速やかに決議するものとします。なお、大規模買付行為は、当社取締役会が防衛措置に関する決定を最終的に行った後に開始されるべきものとします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに公表いたします。

#### (c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針

##### 1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合(特別委員会検討・評価期間内に大規模買付者から提供された情報が株主の皆様のご判断及び特別委員会の検討・評価のために必要な大規模買付情報として不十分である場合、並びに特別委員会が定めた回答期限までに大規模買付者から追加情報が提供されなかった場合を含みます)には、具体的な買付

方法の如何にかかわらず、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。

当社取締役会は、本プランに基づく防衛措置として新株予約権無償割当て(その詳細は下記「(d) 新株予約権無償割当ての概要」ご参照)を実施する場合、大規模買付者等による権利行使は認められないとの条件、及び当社が大規模買付者等以外の者から当社普通株式と引き換えに当該新株予約権を取得する旨の取得条項等を設定することがあります。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行うことはありますが、原則として、当該大規模買付行為に対する防衛措置を発動いたしません。大規模買付者の買収提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買収提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案等を考慮の上ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められるときは、特別委員会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を防衛することを目的として、当社取締役会に対し防衛措置を発動するよう勧告することがあります。具体的には、次のいずれかに該当すると認められる場合には、原則として、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められる場合に該当するものとします。

- i) 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価等をつり上げて高値で当社関係者に引き取らせることを目的として当社株券等の買付けを行っていると思われる場合(いわゆるグリーンメーラー)
- ii) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株券等の買付けを行っていると思われる場合
- iii) 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社株券等の買付けを行っていると思われる場合
- iv) 当社の経営を一時的に支配し、当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、又は一時的な高配当による株価等の急上昇の機会を狙って高値売抜けをする目的で当社株券等の買付けを行っていると思われる場合
- v) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、又は明確にしないで株券等を買付けすること)等、株主の皆様のご判断の機会又は自由を制約し、事実上株主の皆様が当社株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合(ただし、大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法が部分的公開買付けであることをもって直ちにこの場合に該当するものではありません)

- vi) 大規模買付者の提案する当社株券等の買付方法(買付対価の種類・価額、買付時期等を含みます)が当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると、合理的な根拠をもって判断される場合
  - vii) 大規模買付者が当社の経営を支配したことにより、株主の皆様はもとより、当社の従業員、取引先、消費者、地域社会その他の利害関係者との関係又は当社ブランドの価値を破壊し、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれがあると、合理的な根拠をもって判断される場合
  - viii) 大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると、合理的な根拠をもって判断される場合
- 3) 防衛措置発動の停止等

特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の発動を決定した後であっても、特別委員会の勧告後に大規模買付行為が撤回された場合、又は当該勧告の前提となった事実関係に変動が生じ、防衛措置を発動することが相当でないと判断するに至った場合等には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動の中止を勧告し、又は既に行った勧告を撤回することができるものとします。このような特別委員会の中止勧告又は勧告の撤回がなされた場合、防衛措置の発動によって生じる株主の皆様の権利の確定前であり、かつ、株主の皆様の利益を損なわないときに限り、当社取締役会は、防衛措置の停止又は変更を行うことがあります。

また、特別委員会は、当社取締役会が防衛措置の不発動を決定した後であっても、大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損すると認められる状況となった場合には、改めて当社取締役会に対し防衛措置の発動を勧告することができるものとします。このような特別委員会の勧告がなされた場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、当該大規模買付行為に対する防衛措置の発動を決定することがあります。

(d) 新株予約権無償割当ての概要

本プランに基づく新株予約権無償割当ての概要は、以下のとおりであります。

- 1) 新株予約権無償割当てに関する事項の決定
  - i) 新株予約権の内容及び数  
新株予約権の内容は下記2)に基づくものとし、新株予約権の数は、当社取締役会が別途定める割当期日(以下「割当期日」といいます)における当社の最終の発行済株式総数(ただし、当社の有する当社株式の数を控除します)に相当する数とします。
  - ii) 割当対象株主  
割当期日における当社の最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する株式(ただし、当社の有する当社株式を除きます)1株につき1個の割合で、新株予約権を無償で割り当てます。
  - iii) 新株予約権無償割当ての効力発生日  
当社取締役会が別途定める日とします。

## 2) 新株予約権の内容

### i) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます)は1株とします。ただし、当社が株式の分割、株式の併合その他を行う場合は、所要の調整を行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、金銭による調整は行いません。

### ii) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1株当たり1円を下限とし時価の2分の1を上限とする金額の範囲内で、当社取締役会が別途定める額とします。

### iii) 新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当ての効力発生日又は当社取締役会が別途定める日を初日とし、3カ月間の範囲内で当社取締役会が別途定める期間とします。ただし、新株予約権の取得が行われる場合は取得日の前営業日までとします。

### iv) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

新株予約権の行使により当社株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金の額は、当社取締役会が別途定める額とします。

### v) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### vi) 新株予約権の行使条件

次の者は新株予約権を行使することができないことなどを行使の条件として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

#### a) 特定大量保有者(注9)

#### b) 特定大量保有者の共同保有者(注10)

#### c) 特定大量買付者(注11)

#### d) 特定大量買付者の特別関係者(注12)

#### e) 上記a)からd)までに記載の者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け、又は承継した者

#### f) 上記a)からe)までに記載の者の関連者(注13)

### vii) 当社による新株予約権の取得

次の事項等を新株予約権の取得条項として定めることがあります。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとします。

#### a) 当社は、当社取締役会が定める取得日の到来をもって、新株予約権(ただし、上記「vi) 新株予約権の行使条件」に記載の新株予約権を行使することができない者の有する新株予約権を除く)を取得し、これと引き換えに、新株予約権1個について、対象株式数の当社普通株式を交付することができる。

#### b) 当社は、新株予約権の行使期間の初日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が定める日の到来をもって、全ての新株予約権を無償で取得することができる。

viii) その他

その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとします。

(e) 本プランの有効期間及び廃止

本プランの有効期間は、平成19年6月27日に開催の第148回定時株主総会において承認可決された時から、同株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時までといたします。ただし、有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

更に、当社取締役会は、今後の法令改正、司法判断の動向及び当社が上場する金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランの見直し等、適時適切な措置を講じてまいりたいと存じます。その際における本プランの変更は、原則として、その都度当社株主総会において議案としてお諮りし、株主の皆様のご賛同を得た上で行うことといたします。

(f) その他の事項

本プランの内容の細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

④ 本プランが基本方針に沿い、会社の企業価値及び株主共同の利益を毀損せず、会社役員の地位の維持を目的とするものではないことに関する取締役会の判断並びにその判断に係る理由

(i) 買収防衛策に関する行政上の指針の原則に適合していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」で定める3原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則及び必要性・相当性の原則）に適合しております。

(ii) 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としていること

本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、又は当社取締役会による意見・代替案等の提示を受ける機会を確保することなどを可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上を目的としております。

(iii) 合理的かつ客観的な発動要件が定められていること

本プランは、前記③、(ii)の「(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、予め定められた合理的かつ客観的な発動要件が満たされなければ発動されないものとされており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(iv) 独立性の高い社外者の判断を尊重すること

当社は、前記③、(ii)、(a)の「3) 当社取締役会の恣意的判断を防止するための特別委員会の設置」に記載のとおり、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のため実質的かつ客観的に判断すべき諮問機関として、特別委員会を設置しております。

大規模買付行為が行われた場合には、前記③、(ii)の「(c) 大規模買付行為が行われた場合の対応方針」に記載のとおり、特別委員会が、大規模買付ルールが遵守されたか否か、並びに大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重いたします。

これにより、本プランの運用が当社の企業価値及び株主共同の利益に適うよう行われる仕組みが確保されております。

(v) デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

本プランは、前記③、(ii)の「(e) 本プランの有効期間及び廃止」に記載のとおり、当社株主総会で選任された取締役により構成される当社取締役会の決議をもって廃止することができるものとされており、大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、当該取締役により構成される当社取締役会の決議をもって本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、いわゆるデッドハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役の過半数を交替させても、なおその発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。

また、当社取締役の任期は1年であることから、本プランは、いわゆるスローハンド型の買収防衛策（取締役会を構成する取締役を一度に交替させることができないため、その発動を阻止するために時間を要する買収防衛策）でもありません。

- (注)
- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
  - 2 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
  - 3 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。
  - 4 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
  - 5 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。以下同じとします。
  - 6 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。
  - 7 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。
  - 8 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。
  - 9 当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます)が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
  - 10 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される者、及び同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者をいいます。
  - 11 公開買付け(金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます)により、当社が発行者である株券等の買付け等(株券等及び買付け等は同法第27条の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後においてその者が所有(所有に準じる場合として金融商品取引法施行令第7条第1項で定める場合を含みます)する株券等に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします)と、その者の特別関係者(注12)に係る株券等所有割合の合計が20%以上となると当社取締役会が認めた者をいいます。
  - 12 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。なお、当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含み、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。
  - 13 実質的に本文③、(ii)、(d)、2)の「(vi) 新株予約権の行使条件」のa)からe)までに記載の者(以下「当該者」といいます)を支配し、当該者に支配され、若しくは当該者と共同の支配下にある者、又は当該者と協調して行動する者として、当社取締役会が認めた者をいいます。

## (5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間の研究開発費の総額は29億39百万円であります。

当第1四半期連結会計期間における研究開発活動に関し、新たに取り組んだ事項及び変更事項は次のとおりであります。

### 〔フード&ヘルスケア事業〕

#### ① 菓子事業

チョコレートは、冷やしたときの食感を追求した「アイスフラン」を開発し、夏場のチョコレート市場の活性化を図っております。また、ミニスティック状焼き菓みにチョコを染み込ませ、イチゴチョコを組み合わせた「ガルボミニ ストロベリー」が、好調に推移しております。

ガムは、消臭効果を高める独自技術をキシリッシュ群に応用し、夏向けの「マンゴーミント」「パイナップルミント」の開発により「キシリッシュ」ブランドの拡充を図っております。

グミは、果汁感を強化した「果汁グミ」3品を開発し、20周年を迎えた「果汁グミ」ブランドの強化を図るとともに、フルーツソースを閉じ込めるセンターイン技術を用いた「果汁グミデリシャス」を投入し、グミ市場を牽引しております。

#### ② 健康事業

アミノコラーゲンは、スッキリ飲めるさわやかレモン味を新たにラインアップに加え、粉末コラーゲン市場においてシェアNo. 1を継続しております。ザバスは、いつでもどこでもエネルギー補給できる「エナジーメーカーゼリー」、スポーツ後の栄養補給として飲みやすい「リカバリーメーカーゼリー」を開発し、ブランドの継続的育成を行っております。

### 〔薬品事業〕

「メイアクト」は、米国において、コーナーストーン社が1日1回投与製剤及び小児製剤の開発を開始し、臨床試験の準備に入っております。その他イタリアでは、本年6月に発売を開始しました。

本年2月に承認を取得した「ハベカシン注射液」の200mg製剤及び本年3月に承認を取得した抗うつ薬「デプロメール」の75mg錠は、各々本年6月に発売を開始しております。

なお、平成20年4月1日付で研究開発活動の更なる効率化を図るとの観点から、医薬総合研究所の組織改正を実施しており、改正後の組織体制は以下のとおりとなっております。

#### 医薬総合研究所

- ① 応用薬理研究所 : 感染症領域を中心とした創薬研究、ゲノム研究、薬物の安全性評価・薬物動態評価、開発研究、学術支援研究、導入薬評価
- ② CMC研究所 : 合成創薬のためのリード化合物の探索とその最適化、合成法検討、機器分析による構造解析並びに分子設計、薬物の物性・規格安定性評価、製剤設計・製剤開発、治験薬製造、大量合成法検討・製造法確立、品質管理・品質保証
- ③ 抗体医薬研究室 : 抗体医薬を中心とした創薬研究、ゲノム研究

### 第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

- ① 前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間に完了したものは次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	完了年月	完成後の 増加能力
明治製菓(株)	東海工場 (静岡県藤枝市)	フード&ヘルスケア事業	チョコレート製造設備新設	平成20年6月	
〃	東海工場 (静岡県藤枝市)	フード&ヘルスケア事業	キャンデー製造設備更新	平成20年6月	
〃	東海工場 (静岡県藤枝市)	フード&ヘルスケア事業	チョコレート製造設備新設	平成20年6月	
〃	大阪工場 (大阪府高槻市)	フード&ヘルスケア事業	建物付帯設備増設	平成20年6月	

(注) 当社グループは、品質・形状を異にする各種食料品・薬品を製造しており、その設備の共用化が多岐にわたっているため、上記完成後の増加能力の算定は困難であります。

- ② 前連結会計年度末に計画していた設備計画のうち、当第1四半期連結会計期間において生じた変更は次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	事業の種類別セグメントの名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着工年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
明治製菓(株)	関東工場 (埼玉県坂戸市)	フード&ヘルスケア事業	ガム製造設備増設	240	62	自己資金	平成19年10月	平成20年 <u>8</u> 月	
〃	小田原工場 (神奈川県小田原市)	薬品事業	経口製剤製造設備新設	480	373	自己資金	平成19年9月	平成21年 <u>3</u> 月	

- (注) 1 下線部は変更部分を示しております。  
 2 当社グループは、品質・形状を異にする各種食料品・薬品を製造しており、その設備の共用化が多岐にわたっているため、上記完成後の増加能力の算定は困難であります。  
 3 上記金額には、消費税等は含まれておりません。

- ③ 当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。



## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	796,104,000
計	796,104,000

##### ② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成20年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成20年8月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	385,535,116	385,535,116	東京証券取引所 (市場第一部)	—
計	385,535,116	385,535,116	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成20年6月30日	—	385,535,116	—	28,363	—	34,935

(5) 【大株主の状況】

当第1四半期会計期間において、平成20年5月8日付で、ゴールドマン・サックス証券(株)及びその共同保有者である以下の法人より連名で大量保有報告書(変更報告書)の提出があり、平成20年4月30日現在で18,086千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は4.69%)を保有する旨の報告を受けておりますが、当社として当第1四半期会計期間末の実質所有株式数の確認ができません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ゴールドマン・サックス証券(株)	東京都港区六本木6-10-1	1,001	0.26
Goldman Sachs International	Peterborough Court, 133 Fleet Street, London EC4A 2BB UK	13,490	3.50
Goldman Sachs Asset Management, L.P.	32 Old Slip, New York, New York, 10005 U.S.A.	2,758	0.72
Goldman Sachs & Co.	85 Broad Street, New York, New York 10004, U.S.A.	81	0.02
ゴールドマン・サックス・アセット ・マネジメント(株)	東京都港区六本木6-10-1	756	0.20

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、実質株主が把握できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成20年3月31日の状況を記載しております。

① 【発行済株式】

平成20年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,448,000	—	—
	(相互保有株式) 普通株式 239,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 375,396,000	375,396	—
単元未満株式	普通株式 3,452,116	—	—
発行済株式総数	385,535,116	—	—
総株主の議決権	—	375,396	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、都輸送(株)所有の相互保有株式738株及び当社所有の自己株式955株が含まれております。

2 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が43,000株(議決権43個)含まれております。

## ② 【自己株式等】

平成20年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 明治製菓(株)	東京都中央区京橋 2-4-16	6,448,000	—	6,448,000	1.67
(相互保有株式) 都輸送(株)	東京都港区新橋 3-22-1	26,000	53,000	79,000	0.02
田村製菓(株)	東京都板橋区坂下 3-5-9	10,000	—	10,000	0.00
(株)ニッソー	東京都渋谷区富ヶ谷 1-5-1	150,000	—	150,000	0.04
計	—	6,634,000	53,000	6,687,000	1.73

(注) 1 株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が2,000株(議決権2個)あります。なお、当該株式は、上記①「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄に含まれております。

2 都輸送(株)が他人名義で所有している理由等

所有理由	名義人の氏名又は名称	名義人の住所
加入持株会における共有持分のため	明治製菓取引先持株会	東京都中央区京橋2-4-16

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年4月	5月	6月
最高(円)	543	532	477
最低(円)	498	456	448

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所(市場第一部)においてのものであります。

## 3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（平成20年8月7日 内閣府令第50号）附則第7条第1項第5号のただし書きにより、改正後の四半期連結財務諸表規則を早期に適用しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、監査法人不二会計事務所による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,030	11,802
受取手形及び売掛金	65,997	78,834
商品及び製品	30,814	29,385
仕掛品	2,436	2,487
原材料及び貯蔵品	16,058	15,794
その他	10,647	11,278
貸倒引当金	△31	△31
流動資産合計	135,952	149,550
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	158,814	158,454
減価償却累計額	△83,587	△82,459
建物及び構築物（純額）	75,227	75,995
機械装置及び運搬具	175,665	172,418
減価償却累計額	△133,422	△132,417
機械装置及び運搬具（純額）	42,242	40,000
工具、器具及び備品	15,654	15,626
減価償却累計額	△13,539	△13,470
工具、器具及び備品（純額）	2,115	2,156
土地	24,455	24,486
リース資産	122	—
減価償却累計額	△2	—
リース資産（純額）	120	—
建設仮勘定	3,788	2,915
有形固定資産合計	147,950	145,554
無形固定資産		
のれん	1,847	2,855
その他	2,975	3,223
無形固定資産合計	4,823	6,078
投資その他の資産		
投資有価証券	43,605	42,827
その他	4,560	5,516
貸倒引当金	△917	△917
投資その他の資産合計	47,247	47,426
固定資産合計	200,021	199,059
資産合計	335,973	348,609

(単位：百万円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年3月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	27,220	31,185
短期借入金	14,473	15,569
未払法人税等	635	2,982
賞与引当金	2,109	3,931
返品調整引当金	284	369
売上割戻引当金	3,392	5,213
その他	30,880	31,440
流動負債合計	78,996	90,692
固定負債		
社債	55,000	55,000
長期借入金	21,003	21,377
退職給付引当金	10,769	11,205
役員退職慰労引当金	211	236
その他	14,768	14,984
固定負債合計	101,752	102,805
負債合計	180,749	193,498
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	28,363	28,363
資本剰余金	34,947	34,947
利益剰余金	82,198	84,306
自己株式	△3,539	△3,530
株主資本合計	141,970	144,087
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	9,942	8,631
繰延ヘッジ損益	△644	△1,886
為替換算調整勘定	△1,017	425
評価・換算差額等合計	8,281	7,171
少数株主持分	4,972	3,852
純資産合計	155,224	155,111
負債純資産合計	335,973	348,609

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
売上高	91,067
売上原価	54,601
売上総利益	36,465
販売費及び一般管理費	
販売費	26,412
一般管理費	9,601
販売費及び一般管理費合計	※1 36,014
営業利益	451
営業外収益	
受取利息	18
受取配当金	492
雑収入	504
営業外収益合計	1,014
営業外費用	
支払利息	397
雑損失	67
持分法による投資損失	145
営業外費用合計	610
経常利益	855
特別利益	
その他	2
特別利益合計	2
特別損失	
固定資産廃棄損	140
たな卸資産評価損	176
持分変動損失	156
その他	12
特別損失合計	486
税金等調整前四半期純利益	372
法人税、住民税及び事業税	525
法人税等調整額	169
法人税等合計	695
少数株主利益	48
四半期純損失(△)	△372

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	
税金等調整前四半期純利益	372
減価償却費	3,957
のれん償却額	162
有形固定資産除却損	140
投資有価証券評価損	1
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△1,864
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	△551
受取利息及び受取配当金	△510
支払利息	397
持分法による投資損益 (△は益)	145
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0
売上債権の増減額 (△は増加)	12,401
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△2,028
仕入債務の増減額 (△は減少)	△6,188
その他	△2,538
小計	3,898
利息及び配当金の受取額	613
利息の支払額	△218
法人税等の支払額	△2,794
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,498
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有形固定資産の取得による支出	△5,187
有形固定資産の売却による収入	2
投資有価証券の取得による支出	△5
投資有価証券の償還による収入	1,000
その他	△38
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,228
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△1,310
コマーシャル・ペーパーの増減額 (△は減少)	3,500
長期借入金の返済による支出	△372
自己株式の増減額 (△は増加)	△9
配当金の支払額	△1,326
少数株主への配当金の支払額	△163
その他	△2
財務活動によるキャッシュ・フロー	314
現金及び現金同等物に係る換算差額	△274
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△2,689
現金及び現金同等物の期首残高	11,792
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	918
現金及び現金同等物の四半期末残高	10,020



**【継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況】**

当第1四半期連結会計期間(自 平20年4月1日 至 平成20年6月30日)

該当事項はありません。

## 【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

当第1四半期連結会計期間  
(自 平成20年4月1日  
至 平成20年6月30日)

### 1 連結の範囲に関する事項の変更

#### (1) 連結の範囲の変更

第1四半期連結会計期間より、明治魯抗医薬有限公司及び明治ビジネスサポート株式会社は重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

#### (2) 変更後の連結子会社数

26社

### 2 会計処理の原則及び手続の変更

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

##### たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として総平均法による原価法によっておりましたが、当第1四半期連結会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 平成18年7月5日)が適用されたことに伴い、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により算定しております。

これにより、売上総利益が284百万円、営業利益が48百万円それぞれ減少し、経常利益が93百万円増加し、税金等調整前四半期純利益が83百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は、当該箇所に記載しております。

#### (2) 重要な減価償却資産の減価償却方法の変更

当社及び国内連結子会社は法人税法の改正に伴う減価償却方法を変更するためのシステム対応が完了したため、当第1四半期連結会計期間より、平成20年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより、営業利益、経常利益、及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ28百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

##### (追加情報)

当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成20年3月31日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価格の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価格の5%相当額と備忘価格との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

また、法人税法の改正による法定耐用年数の変更を契機に資産の利用状況を見直した結果、当第1四半期連結会計期間より耐用年数の変更を行っております。

これにより営業利益が100百万円、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、103百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### (3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用

当第1四半期連結会計期間より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」(実務対応報告第18号 平成18年5月17日)を適用し、連結決算上必要な修正を行っております。

これにより、営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益は、それぞれ30百万円減少しております。

なお、セグメント情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

#### (4) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)平成19年3月30日改正))が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から適用することができることになったことに伴い、当第1四半期連結会計期間からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。

なお、リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。

この変更による損益への影響は軽微であります。

【簡便な会計処理】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	<p>一般債権の貸倒見積高の算定方法 当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。</p>
2	<p>棚卸資産の評価方法 当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定する方法によっております。</p>
3	<p>固定資産の減価償却費の算定方法 定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。</p>
4	<p>法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法 法人税等の納付税額の算定に関しては、加味する加算減算項目や税額控除項目を重要なものに限定する方法によっております。 繰延税金資産の回収可能性の判断に関しては、前連結会計年度末以降に経営環境等、かつ、一時差異の発生状況に著しい変化がないと認められるので、前連結会計年度において使用した将来の業績予想やタックス・プランニングを利用する方法によっております。</p>

【四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)												
<p>1 保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">PT CERES MEIJI INDOTAMA</td> <td style="text-align: right;">282百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">810百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,092百万円</td> </tr> </table>	PT CERES MEIJI INDOTAMA	282百万円	従業員	810百万円	計	1,092百万円	<p>1 保証債務 連結子会社以外の会社の金融機関からの借入金に対して、次の通り債務保証を行っております。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">PT CERES MEIJI INDOTAMA</td> <td style="text-align: right;">250百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員</td> <td style="text-align: right;">848百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">1,099百万円</td> </tr> </table>	PT CERES MEIJI INDOTAMA	250百万円	従業員	848百万円	計	1,099百万円
PT CERES MEIJI INDOTAMA	282百万円												
従業員	810百万円												
計	1,092百万円												
PT CERES MEIJI INDOTAMA	250百万円												
従業員	848百万円												
計	1,099百万円												
<p>2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高</p>	203百万円												
<p>2 手形割引高及び裏書譲渡高 受取手形割引高</p>	99百万円												

(四半期連結損益計算書関係)

第1四半期連結累計期間

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
※1	販売費及び一般管理費の主なもの		
	販売促進費	9,170	百万円
	売上割戻引当金繰入額	3,392	"
	賞与引当金繰入額	1,164	"

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

		当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	
1	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係		
	現金及び預金	10,030	百万円
	預入期間が3か月を超える定期預金	△10	"
	<u>現金及び現金同等物</u>	<u>10,020</u>	<u>百万円</u>

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計(累計)期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	385,535

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第1四半期 連結会計期間末
普通株式(千株)	6,552

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成20年5月13日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,326	3.5	平成20年3月31日	平成20年6月10日

(2) 基準日が当連結会計年度の開始の日から当四半期連結会計期間末までに属する配当のうち、配当の効力発生日が当四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	フード& ヘルスケア 事業 (百万円)	薬品事業 (百万円)	ビル賃貸 事業他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	64,913	25,287	866	91,067	—	91,067
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	108	181	237	527	(527)	—
計	65,022	25,469	1,103	91,595	(527)	91,067
営業利益 (又は営業損失)	△1,677	1,934	263	520	(69)	451

(注) 1 事業の区分は、内部管理上採用している区分によっております。

2 各事業区分に属する主要な製品

(1) フード&ヘルスケア事業 …………… 菓子、食品、砂糖及び糖化穀粉等、健康食品、薬局、薬店向け医薬品等、スポーツクラブの経営等

(2) 薬品事業 …………… 医薬品及び農畜薬等

(3) ビル賃貸事業他 …………… オフィスビルを中心とするビル賃貸事業等

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」 2 会計処理の原則及び手続きの変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更、(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法の変更、(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より会計処理基準を変更しております。

これらの変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第1四半期連結累計期間の営業利益は、フード&ヘルスケア事業が77百万円、薬品事業が120百万円、ビル賃貸事業他が9百万円減少している。

4 当第1四半期連結会計期間より、連結子会社のMeiji Seika Europe B.V.について、当社グループにおける事業上の位置付けを変更したことに伴い、事業内容の実態をより明確に反映させるために、その所属する事業区分をビル賃貸事業他から薬品事業へ変更しております。なお、この変更により売上高に与える影響はありません。又、営業利益に与える影響は軽微であります。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	北米・欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高						
(1) 外部顧客に 対する売上高	83,373	2,672	5,021	91,067	—	91,067
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,494	2,754	129	4,378	(4,378)	—
計	84,867	5,427	5,151	95,446	(4,378)	91,067
営業利益(又は営業損失)	776	94	△328	541	(90)	451

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア …………… 中国、東南アジア諸国

(2) 北米・欧州 …………… 米国、ヨーロッパ諸国

3 「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更」2 会計処理の原則及び手続きの変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更、(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法の変更、(3) 連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より会計処理基準を変更しております。

これらの変更に伴い、従来の方法によった場合に比較して、当第1四半期累計期間の営業利益は、「日本」が177百万円、「アジア」が1百万円、「北米・欧州」が29百万円減少しております。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)

	アジア	北米・欧州 ・その他	計
I 海外売上高(百万円)	2,896	6,608	9,504
II 連結売上高(百万円)	—	—	91,067
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	3.2	7.2	10.4

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

(1) アジア …………… アジア諸国、オセアニア諸国

(2) 北米・欧州・その他 …………… 米国、ヨーロッパ諸国等

3 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年6月30日)

その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(百万円)	四半期連結貸借対照表 計上額(百万円)	差額(百万円)
① 株式	16,608	33,509	16,900
② その他	177	165	△11
計	16,786	33,674	16,888

(デリバティブ取引関係)

デリバティブ取引の四半期連結会計期間末の契約額等は、前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。



(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年6月30日)	前連結会計年度末 (平成20年3月31日)
1株当たり純資産額 396.46円	1株当たり純資産額 399.01円

2. 1株当たり四半期純損失金額

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	
1株当たり四半期純損失金額	0.98円

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり四半期純損失については潜在株式が存在しないため、また1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 1株当たり四半期純損失の算定上の基礎

		当第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)
四半期純損失金額(△)	(百万円)	△372
普通株式に帰属しない金額	(百万円)	—
普通株式に係る四半期純損失金額(△)	(百万円)	△372
普通株式の期中平均株式数	(千株)	379,012

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。



# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年 8月11日

明治製菓株式会社  
取締役会 御中

監査法人 不二会計事務所

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 乗 田 紘 一 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 利 根 川 宣 保 印

業務執行社員 公認会計士 岩 澤 浩 司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている明治製菓株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、明治製菓株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。